

第十七号議案

江戸川区住まいの改造助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区住まいの改造助成条例の一部を改正する条例

江戸川区住まいの改造助成条例（平成二年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「車いす等」を「車椅子等」に改める。

第二条第一項第二号中「身体障害者手帳」を「六歳以上で、身体障害者手帳」に改める。

第三条を次のように改める。

（助成額）

第三条 助成額は、住まいの改造工事に要する費用の額（以下「工事費用」という。）の九割に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者についての助成額は、工事費用の全額とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に基づき保護を受けていること。

二 助成を受けようとする者及びその者と同一の世帯（同一の世帯と同様であると認められる者を含む。）に属する全ての者について、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の特別区民税又は市町村民税が課されていないこと。

3 前二項の工事費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定

する額を控除した額とする。

一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）が支給されたとき当該改修に要する費用の額（住宅改修費支給限度基準額を超えるときは、当該基準額）

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定により、江戸川区が実施する地域生活支援事業として日常生活用具給付（設備改善に限る。以下同じ。）を受けたとき当該給付に要する費用の額（日常生活用具給付を受けるに当たって適用される基準額を超えるときは、当該基準額）

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説明）

住まいの改造の助成額について改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。